

## 最高裁判所の命令に反した JR東海会社の行為!

1月28日、私たちは2011年冬のボーナスで不当にも一部カットされた事実を明らかにするために組合情報「交差点No.324」を掲示しました。

分会組合員7名に対するカットは、それぞれカットされないわれはなく、まったくもって不当であります。しかし、会社は同日18:41、組合員に対し掲示物の撤去通告を行いました。

これまでも会社は都合の悪い掲示物を勝手に撤去し、組合活動の妨害を続けてきました。

私たちは、その行為を労働委員会へ訴え勝利を勝ち取ってきました。

その後、東京裁判所での不当労働行為も認定され最高裁判所第三小法廷の決定によって、会社が私たち組合に「謝罪文」を手交しました。

その文面には「今後、このような行為を繰り返さないよういたします。」と書かれています。

職場の管理者に抗議すると

「何点かの掲示物には…」と言葉を濁しました。この発言に見られるように会社全体としても「悪いことをした」意識が無い事が分かります。これは労働組合の存在を軽視し、組合活動に介入した事実を認めていないということです。会社は、裁判所の命令の意味を深く考え・反省し労働組合に謝罪するべきです。

